



平成 20 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 モ リ モ ト
代表者名 代表取締役社長 森本 浩義
(コード番号 8899 東証第二部)
問合せ先 取締役 経営管理本部長 柏木二郎
(TEL. 03-5724-1100)

民事再生手続開始の申立てについて

当社は、本日平成 20 年 11 月 28 日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行うことを取締役会で決議し、同日付にて申し立てを行い受理され、同日付けにて同裁判所より弁済禁止の保全命令及び監督命令が発令され、宮川勝之弁護士が監督委員に選任されております。

関係する皆様におかれましては、多大なるご迷惑をおかけしますことを衷心よりお詫び申し上げますとともに、今後は、裁判所及び監督委員の監督の下、役職員一同、再生に向けて全力を尽くして参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

1 申立の概要

- ・事件番号 平成 20 年（再）第 287 号
- ・負債総額 約 1615 億 2000 万円（平成 20 年 9 月末日現在 合計残高試算表）
- ・債権者数 約 700 名（平成 20 年 9 月末日現在）
- ・申立代理人

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館 4 階

ときわ法律事務所

TEL 03-3222-7850 FAX 03-3222-7851

弁護士 綾 克己

同 嵯峨谷 厳

同 浅沼 雅人

同 宇留賀俊介

同 吉田 勉

同 藤浪 努

同 山内 航治

〒104-0033 東京都中央区新川 2-8-2 新川 YM ビル 2 階

すずき法律事務所

弁護士 鈴木 康治

〒104-0061 東京都中央区銀座 東京銀座ビルディング 601

Natsu. 法律事務所

弁護士 清水 夏子

2 申立ての理由

当社は、昭和 58 年に設立以降、昭和 59 年より戸建分譲事業を開始し、昭和 63 年にワンルームマンションの開発分譲によるマンション分譲事業に参入して以降、城南・横浜・川崎地区を中心としてファミリーマンション分譲事業を行い、その後は、賃貸不動産、商業施設などの開発や不動産資産の管理・運用等も行い、開発型の総合不動産企業を目指した業容拡大を図ってまいりました。そして当社は、平成 20 年 3 月期連結決算において、売上高 1,176 億 36 百万円、経常利益 183 億 36 百万円、当期純利益 98 億 52 百万円を計上するなど、順調に業績を伸ばしてまいりました。

しかしながら、昨年夏頃からのサブプライム問題に端を発した金融情勢の悪化により、不動産市況が急激に冷え込むこととなり、加えて本年 9 月のリーマンショック以後の景気の状態は更に厳しいものとなっております。

このような中、当社においても、本年に入ってから、賃貸不動産開発事業における販売先の資金調達難及び不動産分譲事業における購入者の買い控えから、販売用不動産の在庫が増加し、資金が固定化するなど、当社の資金繰りは大変厳しい状況が続いてまいりました。

このような状況のもと、本年 10 月になって、賃貸不動産開発事業において売却を予定していた物件の販売先において資金調達が困難となり入金が滞り、また新規物件の仕入資金の調達がずれこみ自己資金で決済せざるを得なくなったことから、今般、平成 20 年 10 月末日までに予定していた約定弁済資金の確保が厳しい状況となっております。

その後、当社は、金融機関各位のご理解・ご協力のもと、再建を企図いたしましたが、本日、当社の監査法人からの監査意見がいただけなかったことから、やむを得ず民事再生手続の申立てをした次第です。

3 今後の見通し

今後につきましては、裁判所及び監督委員である宮川勝之弁護士の監督の下、株主様、お取引先様、お客様の皆様をはじめとする関係各位のご支援ご協力を賜りながら、事業の再建に向けて役職員一同全力を尽くして参る所存です。

4 証券取引所規則に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

有価証券上場規程第 605 条第 1 項に規定する再建計画等の審査に係る申請については、行わない予定です。

5 今後の予定

以下のとおり、債権者説明会を開催する予定です。

日時：平成 20 年 12 月 8 日（月）10：00～12：00

場所：中野サンプラザ

※債権者向けの説明会であり、マスコミ関係の方が入場することはできませんので、ご了承ください。

以 上